

## 健康増進法に基づく各種検診の助成要領

### 1. 趣旨

この要領は、新潟市国民健康保険被保険者（以下「被保険者」という。）の疾病の未然防止、疾病の早期発見による重症化の防止を図ること、また、医療費適正化のため、ひいては国保財政の安定化に寄与することを目的に、被保険者のがん検診及び歯科検診の自己負担金を一部助成するものである。

### 2. 対象者

被保険者で職場健診等の受診の機会のない者。ただし、対象疾患で受療中の者は原則として除くが、受診の申し出があった場合は対象者とする。

なお、該当する対象者は新潟市が定める健康増進法に基づく各種検診の対象者とする。

### 3. 資格確認

受診券及び資格確認書等の被保険者の資格情報が確認できるものによることとする。

### 4. 受診にかかる助成額

新潟市が定める健康増進法に基づく各種検診の一部負担額の半額とする。

### 5. 受診費用（助成額）の請求と支払

市長は、各種検診の委託契約先である、新潟市医師会、新潟市歯科医師会、新潟県健康づくり財団又は医療機関から、被保険者の検診に係る自己負担金の半額分の請求を受けた場合において、請求書等を審査のうえ、適当と認めたときは速やかにその費用を支払うものとする。

### 6. 委託契約

各種検診の委託契約は、新潟市医師会等と新潟市（新潟市保健所健康増進課）が一括契約を行うものとする。

### 7. その他

この要領の施行について必要な事項は、委託契約書及び各種検診の実施要領に定めるところとする。

### 附 則

この要領は、平成5年4月1日から適用する。

この要領は、平成8年4月1日から適用する。

この要領は、平成9年4月1日から適用する。

この要領は、平成10年4月1日から適用する。

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、令和6年12月2日から施行する。